

資料 1

登録資格について

連盟規約第 5 条

神奈川県社会人バドミントン連盟は、神奈川県に在住又は在勤する既存連盟に属さない社会人のクラブ（団体）をもって組織する。

次の団体に所属する者は、登録を認めない。

* 都道府県実業団バドミントン連盟

（出場の有無を問わず）

* 各学生バドミントン連盟及び学籍者

・学籍者 ... 中学生、高校生、予備校生、大学生

大学院生（修士、博士課程含む）及び各夜間部在籍者

但し、専門学校生を除く

* 教職員バドミントン連盟

* レディースバドミントン連盟

資格の基準日 平成 13 年 8 月 20 日理事会にて確認済み

* 在勤・在住

・年度登録 登録締め切り日現在

・試合参加 春季・秋季 各リーグ戦 初日現在

夏季個人戦 春季リーグ戦初日現在

冬季個人戦 秋季リーグ戦初日現在

* 年齢

・個人戦（年代別） 開催日現在

派遣社員の取り扱い（いずれも県外在住者）・・・平成 15 年 4 月 11 日

総会にて確認済み

* 神奈川県内の派遣会社に登録の場合

・派遣先会社（勤務先）が神奈川県外の場合 ... 可

・待機中の場合 ... 不可

* 神奈川県外の派遣会社に登録の場合

・派遣先会社（勤務先）が神奈川県内の場合 ... 不可

平成 19 年 4 月 1 日現在